独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社　不動テトラ		コード	1813
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	永田　靖一	社外取締役	○													○		有
2	寺澤　進	社外取締役	○													○		有
3	黒田　清行	社外取締役	○													○		有
4	大沢　真理	社外取締役	○													○	新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当なし	企業の役員を歴任され、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会などにおいて、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うなどその職務を適切に果たしていることなどを総合的に勘案し、社外取締役（監査等委員）に選任しました。 現在及び過去の経歴などに照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることなどから、独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。
2	該当なし	公認会計士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会などにおいて、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うなどその職務を適切に果たしていることなどを総合的に勘案し、社外取締役（監査等委員）に選任しました。 現在及び過去の経歴などに照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることなどから、独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。
3	該当なし	弁護士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を有していること、他の上場会社の社外取締役役として企業経営にも関与していること、当社の独立社外取締役として、取締役会などにおいて、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うなどその職務を適切に果たしていることなどを総合的に勘案し、社外取締役（監査等委員）に選任しました。 現在及び過去の経歴などに照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることなどから、独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。
4	該当なし	大学教授として高い知見を有し、ガバナンス研究の業績を持つこと、取締役会などにおいて、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行っていただくことができると判断したことなどを総合的に勘案し、監査等委員でない社外取締役に選任しました。 現在及び過去の経歴などに照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることなどから、独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

4．補足説明

当社は、社外取締役に期待される役割、職責に鑑み、その独立性を実質的に担保するため、取締役会の決定により、その独立性の判断の基準を定めており、この基準に抵触する者は独立性がないと判断することとしております。当社が定める独立性の判断基準は次のとおりです。

（１）当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）

（２）当社を主要な取引先とする者（※１）若しくはその業務執行者、非業務執行者又は当社の主要な取引先（※２）若しくはその業務執行者、非業務執行者

※１「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の２％以上である者をいう。

※２「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。

ａ.当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の２％以上の取引先

ｂ.主要な借入先（当社の連結総資産の２％以上の借入金）

ｃ.主幹事証券会社

（３）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（※３）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※４）を得ている者、又は当社と継続的な委託契約関係にある者（ただし、会計監査人については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を参考にその独立性を判断する。）

※３「コンサルタント、会計専門家または法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。

※４「多額の金銭その他の財産」とは、過去３年の平均で年間1000万円以上のもの、又は相手先の総収入の２％以上のものをいう。

（４）当社の大株主（※５）の業務執行者、非業務執行者

※５「大株主」とは、当社株式の保有が上位10位以内の株主をいう。

（５）当社からの多額の寄付先（※６）及びその業務執行者、非業務執行者

※６「多額の寄付先」とは、過去３年の平均で年間1000万円以上又は相手先の総収入の２％以上の寄付をした相手先をいう。

（６）当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者

（７）過去10年間において（１）から前（５）までに該当していた者

（８）過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者

（９）（１）から前（８）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（配偶者、二親等内の親族）

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※２　役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５　独立役員の選任理由を記載してください。